

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、関係政令の整備を行うもの。

2. 改正の内容

改正法により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）が改正され、出生時育児休業に係る規定が新設（育介法第9条の2）されたこと等を受けて、以下の改正を行う。

（1）職業安定法施行令等の一部改正

職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の5第1項第3号の規定において、公共職業安定所は、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものに違反して公表等の措置が講じられた者について求人を受理しないことができることとされており、その政令で定める法律の規定に、改正法により育介法に新設された出生時育児休業の申出があつた場合に、事業主は拒むことができない旨を定める規定等を追加する。

※ 船員の新卒求人についても同様の取扱いとするため、青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成28年政令第4号）についても、同様の改正を行う。

（2）行政手続法施行令の一部改正

行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第4号に規定する意見公募手続を要しない命令等に、改正法により新設される、出生時育児休業給付金の支給申請手続や出生時育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置の内容等に関する命令等を追加する。

（3）その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

- ・ 職業安定法第5条の5第1項第3号
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条
- ・ 行政手続法第39条第4項第4号 等

4. 施行期日等

- ・ 公布日 : 令和3年9月下旬（予定）
- ・ 施行期日 : 改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日
- ※ 一部の規定は、令和4年4月1日 等